改正道路交通法(平成 29 年 3 月 12 日施行) - かかりつけ医としての対応 -

神奈川県内科医学会 認知症対策委員会

(1)認知症と診断した場合、年齢に関係なく自動車の運転は今後できないことを本人、家族へ説明し、その旨をカルテに記載する。

(2)かかりつけの患者に診断書を求められた場合、

- ① 既に認知症と診断されているときや明らかに認知症と判断されるとき⇒免許証の返納をすすめる。
- ② 診断書を作成するとき⇒HDS-R, MMSE、画像検査は必ず行う。(認知症と診断されているときは診断した医療機関を明記する)

注意:診断書を作成する場合、クレーム、トラブルがないように用意周到にする。後に 診断書と違う結果が出ても医師の刑事責任は問われないものの、民事責任は問われる可 能性がある。

- ③ 診断がはっきりしないときや軽度もしくは MCI のときは⇒専門医へ紹介する。
- (3)新規で来院した場合は専門医へ紹介する。

※専門医療機関ならびに専門医との連携が大切!

(4)自主返納のすすめ方

- ① 高齢で運転技術の機能低下があり、早めに返納した方がよいと説得する。 その際、自主返納した場合、運転免許経歴書がもらえ、自治体により優遇措置があることを伝える。
- ② 交通事故の重大さを説明する。
- ③ 人身事故を起こした場合、莫大な賠償を背負うことになり、家族へも金銭的な負担をかけることになると説明する。

注意点:了解を取れたら、その日のうちに警察へ行って返納してもらう。